

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

問1 以下の【設例】をよく読んで、【設問】に答えなさい。(25 点)

【設例】平成24年9月20日、K警察署に「大学生Xが自分の住んでいるマンションの部屋で大麻草を栽培し、その葉を乾燥大麻にして友人に売っている。」との通報が寄せられた。この通報に基づき、警察官Aらは、Xの居住するマンションを内偵捜査した。その結果、次のような事実が判明した。Xの部屋は5階建てマンションの5階にあり、ベランダには人の背丈以上の高さまで不自然な目隠しのネットが張り巡らされていた。また、AがXの隣室の学生YにXの様子を確かめたところ、Yは「Xの部屋には時折数人の男女が集まっており、夏に窓を開けていると、Xの部屋の方からタバコではない妙なにおいが流れてくる。」との供述をした。そこで、Aは、Xの居室のベランダ部分を道路上から撮影した写真、上記通報の内容を記録した電話聴取報告書、Yの上記内容の供述録取書を疎明資料として、捜索差押許可状の発付を請求し、被疑事実を「大麻取締法違反」、捜索すべき場所を「X方居室内」、差押えるべき物件を「Xが栽培する大麻草、販売用に精製された乾燥大麻、大麻の吸引具等、本件に関連ありと認められる一切の物件」とする令状を得た。

平成24年9月28日午前7時頃、Aら警察官は上記令状を携えてX方に赴いた。Aは、Xに対し、捜索差押許可状を示して、「ベランダを見せてもらいたい。」と告げた。Xがこれに応じたので、Aら警察官が窓を開けて見たところ、ベランダには、何も生えていないプランターが3つあるだけであった。AがXに対して、「ここで大麻を育てていただろう。大麻はどこに隠した。」と尋ねると、Xは、「大麻なんて知りませんよ。」と答えたものの、プランターには散水した跡があり、Xも落ち着きがない様子であった。そこで、AらがXを同道させてXの居室周囲の状況を調べたところ、Xの居室横には非常階段があり、屋上に上がるようになっていた。AがXを伴って屋上に上がってみたところ、屋上には人の背丈を越える大麻草が伸びたプランターが置かれていた。AがXに「お前が栽培している大麻だな。」と尋ねると、Xは観念したように、「背丈が伸びるところに持ってきた。」と認めたため、AはXを緊急逮捕するとともに、植えられていた大麻草5株を差押えた。

【設問】上記事実を前提に、設例中の大麻草の差押について、問題点を検討しなさい。

参考：大麻取締法

第3条 第1項 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

第24条 第1項 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、7年以下の懲役に処する。

第24条の2 第1項 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役に処する。

問2 次の用語について、関連する条文に言及しつつ各150字程度で簡潔に説明しなさい。(25 点)

- ① 所持品検査
- ② 取調べの可視化
- ③ 接見指定
- ④ 予断排除の原則
- ⑤ 弾劾証拠